

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

平成27年4月
(令和8年4月変更)
福岡県朝倉市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

福岡県朝倉市

1 促進計画の区域

別紙図面に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 旧甘木市地域

(1) 現況

本地域は、南西部の筑後川沿いに広がる低平地から、北東部に連なる古処山山系の山に向かって急激に立ち上がる地形上の特徴を持っている。本地域のうち北東部は深く、急峻な山地に覆われており、古処・馬見山系の麓に展開する準平野水田地帯、中山間地につらなる果樹団地等では梨の生産地として一大産地を形成している。南西部には、筑後川が育んだ肥沃な土壌からなる平地田園地帯が形成され、水田（麦作・施設園芸を含む）を中心とする大規模な農業地帯が広がっている。

このような状況のなか、本地域のうち北東部の地域は特定農山村地域、中山間地域に指定されるなど、平地地域に比べ条件不利地域における農業生産活動の継続的な実施と、これを補正する取組を行うことが必要である。それに加え、同地域では鳥獣被害による農業損失や森林の有する多面的機能の低下が見受けられる。

また、本地域は総農家数・農業就業人口の減少が進むなか、農業者の高齢化が進み、農業後継者（担い手）の育成や担い手への農地集積が必要となっている。今後とも農業振興を図るためには規模拡大における農道やかんがい施設の保全管理等の担い手の負担を軽減することが重要である。加えて、農地周りの農業用排水路、農道などの施設の老朽化に対する補修や更新等を行い、地域主体の保全管理の取組を強化することが重要となっている。

さらに、近年の消費者ニーズの多様化や環境に対する意識の高まりにより、環境負荷の少ない農業を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では農業の有する多面的機能の維持、発揮を図るため、地域内の農業者、集落営農組織、機械利用組合と連携し、地域住民と共同活動として行われる、泥上げ、草刈り等の取組と、老朽化が進む農地周りの水路・農道等の施設の長寿命化の取組を組織的、計画的に行うために、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進する。

また、中山間地域等の条件不利地域においては、農業生産活動を継続的に実施す

るため、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進する。

あわせて、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及するため、減農薬・減化学肥料、有機栽培の促進を行うことにより、生物多様性保全、生態系保全、自然環境の保全に資するため、法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進する。

2. 旧朝倉町地域

(1) 現況

本地域のうち北部は、ため池や県営朝倉かんがい排水事業により水利の確保はされているものの、ほ場整備等生産基盤の整備が一部遅れている。米に加え露地野菜や柿や桃等の果樹栽培が多く、山麓地帯は農地開発による柿団地が形成されているが、担い手不足や農産物価格の低下などから荒廃化が懸念されている。

本地域のうち南部は、堀川用水・桂川・荷原川両岸に展開する平坦部の農用地は、筑後川水系の豊富な水・気象条件に恵まれて、そのほとんどが団地性に富んだ地域であり、県営ほ場整備をはじめとした生産基盤の整備がほぼ完了している。この地区においては、米・麦については営農集団による共同化が進みコスト低減を図った営農が行われている。施設野菜（万能ねぎ、きゅうり、紅たで）については、農地の効率的利用による生産性の高い農業が展開されている。また、植木・苗木の団地化も形成されている。

このような状況のなか、本地域は特定農山村地域、中山間地域に指定されるなど、平地地域に比べ条件不利地域における農業生産活動の継続的な実施が必要であるとともに、これを補正する取組を行うことが必要である。それに加え、同地域では鳥獣被害による農業損失や森林の有する多面的機能の低下が見受けられる。

また、本地域は総農家数・農業就業人口の減少が進むなか、農業者の高齢化が進み、農業後継者（担い手）の育成や担い手への農地集積が必要となっている。今後とも農業振興を図るためには規模拡大における農道やかんがい施設の保全管理等の担い手の負担を軽減することが重要である。加えて、農地周りの農業用排水路、農道などの施設の老朽化に対する補修や更新等を行い、地域主体の保全管理の取組を強化することが重要となっている。

さらに、近年の消費者ニーズの多様化や環境に対する意識の高まりにより、環境負荷の少ない農業を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では農業の有する多面的機能の維持、発揮を図るため、地域内の農業者、集落営農組織、機械利用組合と連携し、地域住民と共同活動として行われる、泥上げ、草刈り等の取組と、老朽化が進む農地周りの水路・農道等の施設の長寿命化の取組を組織的、計画的に行うために、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進する。

また、中山間地域等の条件不利地域においては、農業生産活動を継続的に実施す

るため、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進する。

あわせて、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及するため、減農薬・減化学肥料、有機栽培の促進を行うことにより、生物多様性保全、生態系保全、自然環境の保全に資するため、法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進する。

3. 旧杷木町地域

(1) 現況

本地域のうち西部は、柿の集団産地の一つであり、山間・山麓のほぼ全域にわたり馬蹄形に樹園地化している。また、水田にも果樹が栽培され集団性の高い果樹の産地となっている。

本地域のうち南部は、筑後川を水源とする水田が比較的大きな集団性を有し、旧杷木地域の農業生産地帯の一つである。若市・古賀地区においては、44.5haのほ場整備を完了しており、米・麦・施設野菜等の生産性の高い地域となっている。

本地域のうち東部は、杷木地域の中心で市街地を形成しており、農地と宅地との混在が見られ、農用地は水田と樹園地が混在している。

本地域のうち北部は林野率が約86%を占める山林地域であり、集落は標高150m、樹園地の平均海拔高度が400mと高低差も大である。また、棚田が多く、農地と山林との混在が随所に見られ、ほ場条件は極めて厳しい。その中で赤谷川流域の比較的平坦な田については生産基盤整備は確立されたが、その他大半の農地が急傾斜であり、加えて高齢化による担い手不足のため耕作放棄地の増加が懸念される。

このような状況のなか、本地域は特定農山村地域、中山間地域に指定されるなど、平地地域に比べ条件不利地域における農業生産活動の継続的な実施が必要であるとともに、これを補正する取組を行うことが必要である。それに加え、同地域では鳥獣被害による農業損失や森林の有する多面的機能の低下が見受けられる。

また、本地域は総農家数・農業就業人口の減少が進むなか、農業者の高齢化が進み、農業後継者（担い手）の育成や担い手への農地集積が必要となっている。今後とも農業振興を図るためには規模拡大における農道やかんがい施設の保全管理等の担い手の負担を軽減することが重要である。加えて、農地周りの農業用排水路、農道などの施設の老朽化に対する補修や更新等を行い、地域主体の保全管理の取組を強化することが重要となっている。

さらに、近年の消費者ニーズの多様化や環境に対する意識の高まりにより、環境負荷の少ない農業を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では農業の有する多面的機能の維持、発揮を図るため、地域内の農業者、集落営農組織、機械利用組合と連携し、地域住民と共同活動として行われる、泥上げ、草刈り等の取組と、老朽化が進む農地周りの水路・農道等の施設の長寿命化の取組を組織的、計画的に行うために、法第3条第3項第1号に掲げる

事業を推進する。

また、中山間地域等の条件不利地域においては、農業生産活動を継続的に実施するため、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進する。

あわせて、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及するため、減農薬・減化学肥料、有機栽培の促進を行うことにより、生物多様性保全、生態系保全、自然環境の保全に資するため、法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進する。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
1	旧甘木市地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業並びに同項第3号に掲げる事業
2	旧朝倉町地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業並びに同項第3号に掲げる事業
3	旧杷木町地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業並びに同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合あっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

1. 地域の推進体制

促進計画の実施にあたっては、県、農業者団体等多様な主体との連携のもと、取組の推進を図ることとする。

2. 2号事業（中山間地域等直接支払）

別紙のとおり

(別紙)

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域及び地域計画の区域内の農用地であって、1 h a 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1 h a 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 h a 以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

(ア) 特定農山村法指定地域（旧甘木市上秋月、秋月及び高木地区並びに旧杷木町及び旧朝倉町全域）

(イ) 福岡県知事が地域の実態に応じて指定する地域

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田で1 / 20 以上、畑、採草放牧地で15 度以上
勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 市長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地については、傾斜度が田で1 / 100 以上1 / 20 未満、畑、採草放牧地で8 度以上15 度未満

なお、一つの団地内に異なる地目が混在し、それぞれの地目の勾配が急傾斜農用地と緩傾斜農用地となった場合には、この団地内の全ての緩傾斜農用地についても対象とする。

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率54%以上、耕作放棄率：田8%以上、畑（草地含む。）15%以上の農地。（田、畑が混在している場合には、耕作放棄率は加重平均して算出した割合以上とする。）

*「高齢化率」は、農業経営体（個別経営体）「年齢階層別の基幹的農業従事者数（仕事が主で、主に自営農業に従事した世帯員数）」の65歳以上の人口の占める割合

(エ) 福岡県知事が定める基準に該当する農用地

2 対象者

(1) 認定農業者に準ずる者とは、例えば、地域計画の目標地図に位置付けられた中心経営体など地域の実情に合わせて市長が認定する者とする。